

安倍政権の憲法敵視を批判する

2007年2月11日「建国記念の日」反対集会
鹿児島大学法科大学院（憲法） 小栗 実

まえがき

・「建国記念の日」不承認の運動

1966年6月25日 「国民の祝日に関する法律」改正でいられる。「建国をしのび、国を愛する心を養う」日とされる。しかし、反対がつよく、法には「政令でさだめる日」とされている。

12月8日 「建国記念日審議会」が「2月11日」を「建国記念の日」と定め、政令で公布。

1967年2月11日 初の「建国記念の日」—各地で「同盟登校」

・「昭和の日」(＝4月29日)制定(2005年法改正、今年から実施)。「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。」（「昭和の時代」＝1926（昭和元）年12月25日～1989（昭和64）年1月7日）

1、安倍内閣の4ヶ月とさらにすすむ憲法改悪の動き

（イ）安倍内閣の憲法敵視発言の数々

（1）所信表明演説（9月29日）

「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、すでに60年近くがたちました。新しい時代にふさわしい憲法のあり方についての議論が、積極的に行われています。」

「日米同盟がより効果的に機能し平和が維持されるようにするため、いかなる場合も憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。」

（2）「任期中に改憲」（10月31日）

「時代に合わない条文として1つの典型的な例は9条だろう。」「私の任期は3年で、2期まで努めることができる。その任期中に改定を達成したい」

（3）麻生外相、中川政調会長の「核保有」発言

「核を持つ・持たない、非核3原則を堅持する・しないという話が議論としてでてくるのを封殺するのはいかがか」（10月24日・麻生外相）

「憲法でも核保有は禁止されていない。核があることによって（他国に）攻められる可能性が低くなる。あるいは、やれば、やりかえす、という論理は当然ありうる。議論は当然あっていい」（10月15日・中川政調会長）

（4）「集団的自衛権を容認すべき」

政府の憲法解釈で禁じられている集団的自衛権行使に関連し、国内で導入を進めているミサイル防衛（MD）システムに触れながら「米国に向かうかもしれないミサイルを撃ち落とすことができないのかどうかも研究しなければならない」（１１月１４日）

（５）テロテロ対策特別措置法１年間延長（１０月２７日）

アフガン攻撃で米軍に燃料補給。総額２００億円。

イラクでもひきつづき航空自衛隊・海上自衛隊が活動継続



インド洋上での米海軍艦船への自衛艦による補給活動

（６）首相年頭記者会見（２００７年１月４日）

「憲法改正をぜひ私の内閣で目指していきたい。参院選でも訴えていきたい。」

「国際社会で平和に貢献していくために、時代に合った安全保障の法的基盤を再構築する必要がある。」＝集団的自衛権の研究を進め、個別的自衛権の範囲拡大も含めて法整備をすすめる考え方を表明。

（７）首相施政方針演説「国民投票法成立もとめる」（１月２６日）

「現行憲法を頂点にした戦後レジーム（体制）を大胆に見直し、新たな国家像を描いていくことこそ私の使命」

２、２００６年国会で成立した「悪法」の具体化を許さない運動を！

（１）平和をめぐって＝防衛「省」法案の成立および自衛隊法改悪

これまでは、自衛隊発足以来の「警戒」感から内閣府の外局にとどめおかれた。今回の改正で、防衛庁長官から「防衛大臣」になり権限強化。「１人前」の省に。

「防衛大臣」の権限の強化

自衛隊の海外派遣を「本来業務」に。国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、

テロ特措法に基づく活動、イラク特措法に基づく活動、機雷等の除去、在外邦人等の輸送、周辺事態における後方地域支援等を自衛隊法３条に規定する「本来任務」と位

置く。いよいよ「専守防衛」ではなくなる。

今後、集団的自衛権政府解釈の見直しや「自衛隊海外派遣恒久法」の制定に動きも

(2) 教育をめぐって = 改悪教育基本法の成立

国の教育内容への介入をつよめ、差別 / 選別、競争の激化の危険性がつよまる。2007年1月24日教育再生会議第1次報告 = 「ゆとり教育」批判ほか。通常国会に教育三法（教員免許法、地方教育行政法、学校教育法）改正案を提出。

第16条 教育行政 → 国 = 教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。地方自治体 = その実情に応じた教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

→ 現在の10条を改正 = 現行の10条は「教科書検定」「全国いっせい学力テスト」「君が代・日の丸」の強制に対する「歯止め」になってきた。そこで、例えば、「教員免許制」「学校選択制」「全国いっせい学力テスト」などが強行される可能性も

第2条 教育の目標 = 計画の目標項目

5 「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

→ 「愛国心通知表」「心のノート」など内心をめぐる問題もでてくるだろう。右派の「教育再生機構」も運動を活発化

3、通常国会での「憲法改正国民投票法」の成立を許さない運動を！

(1) 安倍首相は「憲法改正国民投票法案」の今国会通過を最大目標に裏で自民 / 民主での「修正」協議がつづいている。

「合意」とされる箇所

- () 投票年齢 18歳、ただし民法等の改正までは20歳
- () 特定公務員の選挙運動禁止
- () テレビ / 新聞の「無料枠」
- () 法律の施行日 = 公布後3年

なお自民・民主で協議中とされる箇所

- () 投票テーマ = 「憲法改正」についてか、「国政の重要問題」についてか
- () 投票用紙への記載方法 = 白票を「反対」とみるか？

しかし、法には多々、修正協議にもあがっていない問題点が

- () 国民投票の期日 = 改憲案が提案されてから国民投票までの期間は？
- () 「国民投票の投票に関し必要な事項」は「憲法改正の発議の際に別に定める法律の規定によるものとする」→ どのような投票方法になるのか？
- () 国民投票運動に関する報道規制、運動規制も多い。

本質は、明らかに「憲法改正」めざすステップと考えるべき。改憲推進勢力はその意図をかくしていない。「手続きだから、仕方がないのでは」と、ここでひいてはならないのでは。

4、憲法の未来～憲法改「正」にいかに関わり向かうか？

- 「9条の会」ほかの活動によって世論を変える、世論が変わる。
世論の変化 = 「9条は変えない方がいい」が増える。

参院選の争点に憲法改正を掲げていることに対して
「妥当だ」32% 「そうは思わない」48%

「憲法改正がいま一番の課題」と考える意見 = ごく少数

- 平和・人権を維持するための努力をわたしたちは続けなくてはならない。憲法を守るということは、憲法改正に反対することだけでなく、さまざまな場面で憲法に盛り込まれた基本的人権、平和主義、国民主権の侵害に抵抗すると同時に、憲法を「暮らしに活かしていく」ことである。